


所管部課	都市建設部 区画整理課	部長	直井 亨		
件名	立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の事業計画 変更（第8回）について				
関係事項	条例規則	土地区画整理法第55条			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の進捗状況に合わせ、6月26日付けで事業施行期間を延伸する第8回の事業計画変更を市決定（市長決裁）したので、報告するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法第55条第9項の規定に基づいて変更事項を公告する。 ・公告内容を市議会議員に情報提供する。 <p>(1) 変更内容 清算金の処理期間として事業施行期間を5年延伸する。 (現計画期限の平成30年度末を平成35年度末に変更)</p> <p>(2) 影響及び効果 今後の事業の円滑な進捗が図れる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成 7年12月 5日 当初計画公告</p> <p style="text-align: center;">}</p> <p>平成29年 2月 3日 第7回変更公告</p> <p>平成30年 4月 26日 東京都へ事前協議申請</p> <p>平成30年 6月 22日 東京都から事前協議回答（支障なし）</p> <p>平成30年 6月 26日 事業計画変更（第8回）市長決裁</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>今後は換地計画の手続きの中で、計画変更案の縦覧を伴う第9回の変更を速やかに行う予定であり、現在東京都と事前協議中である。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課に公告を依頼する。 ・議会事務局に議員への情報提供の配布を依頼する。 					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。